

○船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

平成16年6月14日

規則第81号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置(第2条―第11条)

第2節 削除

第3節 小規模産業廃棄物処理施設(第14条―第33条)

第4節 不法投棄等の防止(第34条―第36条)

第3章 雑則(第37条―第39条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成16年船橋市条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置

(廃棄物処理票の作成を要する事業者)

第2条 産業廃棄物を排出する事業者(市外の事業場において産業廃棄物を排出する事業者を含むものとする。)が、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の市内の場所(産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所を含むものとする。)に当該産業廃棄物を自ら搬入する場合にあっては、条例第8条の規定により廃棄物処理票を作成しなければならない。

(廃棄物処理票の作成)

第3条 条例第8条の規定による廃棄物処理票の作成は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 当該産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
- (2) 当該産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとに作成すること。
- (3) 当該産業廃棄物の運搬の用に供する車両が2以上である場合にあっては、車両ごとに作成すること。

(廃棄物処理票の記載事項)

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)の氏名又は名称及び住所
 - (2) 排出事業者が中間処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第12条第5項の中間処理業者のうち、法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可を受けた者及び法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者をいう。)である場合にあっては、廃棄物処理票に係る産業廃棄物を排出する事業場(以下「排出事業場」という。)に係る許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - (3) 排出事業者が建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営む者をいう。第14条第4項第2号において同じ。)である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - (4) 排出事業者が解体工事業業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項の規定による登録を受けて解体工事業を営む者をいう。第14条第4項第3号において同じ。)である場合にあっては、排出事業場に係る登録をした行政庁の名称及び登録番号
 - (5) 排出事業場が建設工事現場(建設業法第2条第1項の建設工事が行われている場所をいう。)である場合にあっては、当該建設工事現場に係る建設工事の発注者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
 - (6) 排出事業場が建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出が必要な事業場である場合にあっては、当該届出をした行政庁の名称
 - (7) 産業廃棄物の荷姿
 - (8) 産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
 - (9) 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名
 - (10) 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管を行う場所が条例第12条第1項第3号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設である場合にあっては、当該施設に係る許可番号
 - (11) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う場所に法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設又は条例第12条第1項第1号若しくは第2号の規定による許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設がある場合にあっては、当該産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る許可番号
- 2 廃棄物処理票の様式は、第1号様式によるものとする。

(平23規則28・一部改正)

(排出事業場の管理者の記載事項)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める事項は、条例第8条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 排出事業場の管理者の氏名(当該管理者の自署に限る。)
- (2) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付した年月日及び時刻

(運搬の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第6条 条例第9条第3項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の運搬の業務に従事する者が当該産業廃棄物の運搬を終了した場合において当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程に係る処分を業者に委託するときにあつては、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、運搬を終了した日から10日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。当該廃棄物処理票に係る産業廃棄物の次の処理過程への運搬先が市外であつて、当該運搬先に運搬するときも、同様とする。

2 前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者は、回付を受けた日から3年間、これを当該排出事業場(当該排出事業場において保存することが困難である場合にあつては、当該排出事業者の最寄りの事務所)に保存しなければならない。

(運搬の業務に従事した者の記載事項)

第7条 条例第9条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 運搬の業務に従事した者の氏名(当該運搬の業務に従事した者の自署に限る。)
- (2) 運搬を終了した年月日及び時刻

(積替え又は保管の業務に従事する者の廃棄物処理票による処理)

第8条 条例第9条第4項の規定により廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者が当該産業廃棄物の積替え又は保管を終了した場合において当該廃棄物処理票に係るすべての産業廃棄物の次の処理過程に係る運搬を業者に委託するときにあつては、当該産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者は、当該廃棄物処理票に次条に規定する事項を記載して、積替え又は保管を終了した日から10日以内に当該廃棄物処理票に係る排出事業場の管理者に回付しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の規定により廃棄物処理票の回付を受けた排出事業場の管理者について準用する。

(積替え又は保管の業務に従事した者の記載事項)

第9条 条例第9条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 積替え又は保管の業務に従事した者の氏名(当該積替え又は保管の業務に従事した

者の自署に限る。)

- (2) 積替え又は保管を終了した年月日及び時刻
- (3) 積替え又は保管を行う場所において産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の収集を行った場合にあつては、収集量
- (4) 廃棄物処理票に係る産業廃棄物の積替え又は保管後の次の処理過程に係る運搬を業者に委託する場合にあつては、当該委託した産業廃棄物の量
- (5) 積替え又は保管後の産業廃棄物の荷姿
- (6) 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の用に供する車両の登録番号
- (7) 積替え又は保管後の産業廃棄物の運搬の業務に従事する者の氏名

(産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の記載事項)

第10条 条例第9条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を行う施設の管理者の氏名(当該管理者の自署に限る。)
- (2) 産業廃棄物の中間処理又は最終処分を終了した年月日及び時刻

(搬入搬出時間の制限をしない場合)

第11条 条例第10条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 震災、風水害、火災その他の災害の予防(当該災害の発生の蓋然性が高い場合等緊急である場合に限る。)、応急対策又は復旧のために必要な産業廃棄物の処理を行う場合
- (2) 道路、鉄道、電気、ガス、上下水道その他公共施設に関する工事により排出した産業廃棄物を午後10時から翌日の午前6時までの時間帯に処理しないことにより、生活環境の保全上重大な支障を生じる場合
- (3) その他市長が特に必要があると認める場合

第2節 削除

第12条及び第13条 削除

(平成29規則82)

第3節 小規模産業廃棄物処理施設

(小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第14条 条例第13条に規定する申請書は、小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請書(第2号様式)とする。

2 前項の申請書に条例第13条第6号の小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設の位置
 - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の処理方式
 - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備(条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。)
 - (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
 - (5) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積
 - (6) その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項
- 3 第1項の申請書に条例第13条第7号の小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、当該小規模産業廃棄物処理施設において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量
 - (3) その他小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項
- 4 条例第13条第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 申請者の行っている事業の業種
 - (2) 申請者が建設業者である場合にあつては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - (3) 申請者が解体工事業者である場合にあつては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
 - (4) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあつては、焼却灰等の処分方法
 - (5) 当該小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項
 - (6) 着工予定年月日及び使用開始予定年月日
- 5 第1項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (2) 当該小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図
 - (3) 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図
 - (4) 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (5) 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し
 - (6) その他市長が必要があると認める書類及び図面
(平17規則4・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準)

第15条 条例第14条第1項の規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設のある事業場の周囲には、みだりに人が当該事業場に立ち入ることを防止するための囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)を設け、かつ、当該囲いには当該事業場の産業廃棄物の搬入路から当該事業場の内部を容易に見通すことができる部分を設けること。
- (2) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- (3) 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、小規模産業廃棄物処理施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (4) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- (5) 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- (6) 小規模産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

第16条 条例第14条第1項の規則で定める技術上の基準は、前条各号に掲げるもののほか、この条の定めるところによる。

2 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第16条の規定による維持管理に支障がないものであることとする。

3 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外気と遮断された状態で、定量ずつ産業廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること(ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却施設の場合を除く。)
- (2) 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - ア 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
 - イ 外気と遮断されたものであること。
 - ウ 燃焼ガスの温度を速やかにアに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

エ 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。

(3) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

(5) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。

(6) 灰出し設備は、ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

(7) 排ガス処理設備の出口における排ガスの測定のために、測定口及び必要な足場が設けられていること。

(8) その他市長が必要があると認める設備が設けられていること。

4 条例第12条第1項第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていることとする。

5 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、汚水が地下に浸透しない構造とすること。

(2) 産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備が設けられていること。

(3) 積替保管場は、積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量に応じ、十分な容量を有し、かつ、条例第16条の規定による維持管理に支障がないものであること。

(小規模産業廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第17条 条例第14条第3項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)に規定する検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 許可の年月日及び許可番号

(4) しゅん工の年月日

(5) 小規模産業廃棄物処理施設の使用開始予定年月日

2 前項の申請書には、しゅん工後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図その他参考となる書類又は図面を添付しなければならない

ない。

- 3 市長は、小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書の提出があったときは、速やかに検査を行い、当該小規模産業廃棄物処理施設が当該許可に係る条例第13条の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められるときは、小規模産業廃棄物処理施設使用前検査済証(第4号様式)により申請者に通知する。

(平29規則82・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の許可証)

第18条 市長は、条例第12条第1項の規定により小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は条例第15条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証(第5号様式)を交付する。

- 2 前項の許可証を紛失し、き損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設許可証再交付申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所

(3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類

(4) 許可の年月日及び許可番号

(5) 再交付申請の理由

- 3 第1項の許可証のき損又は汚損により前項の申請書を提出する者は、当該申請書の提出とともに、当該許可証を市長に返納しなければならない。

- 4 第2項の規定により許可証の再交付を受けた者が紛失した許可証を発見したときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。

- 5 第1項の許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該許可証の記載事項に変更が生じた場合にあつては、市長は許可証を書き換えて当該者に交付するものとする。

(1) 条例第15条第3項の規定により条例第13条第1号に掲げる事項の変更を届け出たとき。

(2) 条例第20条第1項の規定による許可を受けて許可施設設置者の地位を承継したとき。

(3) 条例第21条第2項の規定により許可施設設置者の地位の承継を届け出たとき。

- 6 第1項の許可証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときにあつては、当該許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 条例第19条の規定により廃止を届け出たとき。

(2) 条例第22条の規定により許可が取り消されたとき。

(許可を要しない小規模産業廃棄物処理施設の軽微な変更)

第19条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、条例第13条の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について条例第15条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。)に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大するに至るもの
- (2) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、条例第13条の申請書に記載した供用面積の変更
- (3) 第14条第2項第2号に掲げる事項に係る変更
- (4) 第14条第2項第3号に掲げる事項に係る変更であって、次のア及びイに掲げる小規模産業廃棄物処理施設の種別に応じ、それぞれ当該ア及びイに掲げる設備に係るもの
 - ア 条例第12条第1項第1号に掲げる施設 燃焼室
 - イ 条例第12条第1項第2号に掲げる施設 破砕機
- (5) 第14条第2項第4号に掲げる事項に係る変更(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る。)
- (6) 第14条第3項第2号に掲げる事項に係る変更
(平23規則28・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第20条 条例第15条第1項の規定による変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種別
 - (4) 許可の年月日及び許可番号
 - (5) 変更の内容
 - (6) 変更の理由
 - (7) 変更のための工事の着工予定年月日及び変更後の使用開始予定年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
- (1) 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (2) 第14条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - (3) 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図

(届出を要する小規模産業廃棄物処理施設の変更)

第21条 条例第15条第3項の規則で定める事項は、第14条第4項第4号から第6号までに掲げる事項とする。

(小規模産業廃棄物処理施設に係る軽微な変更等の届出)

第22条 条例第15条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した小規模産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書(第8号様式)を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 変更の内容

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 条例第13条第1号に掲げる事項に変更があった場合には、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
(平17規則4・一部改正)

(小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

第23条 条例第16条の規則で定める技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受け入れる産業廃棄物の種類及び数量が当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の正常な機能を維持するため、定期的に小規模産業廃棄物処理施設の点検及び機能検査を行うこと。
- (3) 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- (4) 蚊、はえ等の発生の防止に努め、清潔を保持すること。
- (5) 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- (6) 第15条第1号に規定する小規模産業廃棄物処理施設に係る事業場の内部を容易に見通すことができる部分に産業廃棄物をたい積させる等により当該事業場の内部を容易に見通すことを妨げないようにすること。

- (7) 小規模産業廃棄物処理施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- (8) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

第24条 条例第16条の規則で定める技術上の基準は、前条各号に掲げるもののほか、この条の定めるところによる。

2 条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模産業廃棄物処理施設への産業廃棄物の投入は、当該小規模産業廃棄物処理施設の処理能力を超えないように行うこと。
- (2) 産業廃棄物が小規模産業廃棄物処理施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに小規模産業廃棄物処理施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- (3) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の数量は、第14条第3項第1号の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に記載した当該受入設備及び貯留設備において保管することとした産業廃棄物の数量を超えないようにすること。

3 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 燃焼中に産業廃棄物を燃焼室に投入する場合は、外気と遮断された状態で行うこと。
- (2) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。
- (3) 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。
- (4) 運転を開始する場合にあつては、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- (5) 運転を停止する場合にあつては、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- (6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (7) 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (8) 煙突から排出される排ガス中のばいじん及び塩化水素の濃度を毎年1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (9) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (10) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出により生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

- (11) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。
 - (12) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
 - (13) その他市長が必要があると認める措置を講ずること。
- 4 条例第12条第1項第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずることとする。
- 5 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 産業廃棄物の積替え又は保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (2) 産業廃棄物を種類ごとに保管すること(複数の産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合している場合を除く。)
 - (3) 積替保管場において積替え又は保管を行う産業廃棄物の数量は、第14条第3項第2号の規定による小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に記載した当該積替保管場において積替え又は保管を行うこととした産業廃棄物の数量を超えないようにすること。

(排出基準)

第25条 条例第17条の規則で定める排出基準は、別表に掲げるとおりとする。

(記録の閲覧等)

第26条 条例第18条第1項の規定による記録は、次に掲げる区分に応じ当該各号に定める日までに備え置かなければならない。

- (1) 次条第1号ア、第2号及び第3号に掲げる事項 翌月の末日
 - (2) 次条第1号イに掲げる事項 当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - (3) 次条第1号ウに掲げる事項 当該除去を行った日の属する月の翌月の末日
- 2 前項の記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧させなければならない。
- 3 前項の規定による閲覧は、正当な理由なしにこれを拒むことができない。

(記録する事項)

第27条 条例第18条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 次に掲げる事項
 - ア 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ 第24条第3項第6号及び第8号の規定による測定に関する次に掲げる事項

- (ア) 当該測定を行った位置
- (イ) 当該測定の結果の得られた年月日
- (ウ) 当該測定の結果

ウ 第24条第3項第7号の規定によるばいじんの除去を行った年月日

- (2) 条例第12条第1項第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- (3) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設 次に掲げる事項
 - ア 積替え又は保管を行った産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
 - イ 産業廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の各月ごとの拾集量

(標識)

第28条 条例第18条第2項の標識は、小規模産業廃棄物処理施設に関する標識(第9号様式)によるものとする。

2 前項の標識は、縦90センチメートル以上、横120センチメートル以上でなければならない。

(標識の記載事項)

第29条 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可施設設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可施設設置者の連絡先の電話番号
- (3) 許可施設の設置の場所
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 許可施設の管理者の氏名
- (6) 条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、その積替え又は保管の用に供する面積
- (7) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (8) 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場において保管する産業廃棄物の高さの上限

(許可施設に係る廃止等の届出)

第30条 条例第19条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した許可施設廃止等届出書(第10号様式)を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可施設の設置の場所

- (3) 許可施設の種類
- (4) 許可の年月日及び許可番号
- (5) 許可施設の廃止若しくは休止又は再開の理由
- (6) 許可施設の廃止若しくは休止又は再開の年月日

(許可施設の譲受け等の許可の申請)

第31条 条例第20条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可施設譲受け等許可申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 譲受け若しくは借受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 許可施設の設置の場所
- (4) 許可施設の種類
- (5) 許可の年月日及び許可番号
- (6) 許可施設の位置、構造等の設置に関する計画

2 前項第6号に規定する許可施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可施設の位置
- (2) 許可施設の処理方式
- (3) 許可施設の構造及び設備(条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。)
- (4) 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
- (5) 条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設にあっては、火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積
- (6) その他許可施設の構造等に関する事項

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 当該許可施設の構造を明らかにする設計計算書
- (2) 当該許可施設の処理工程図
- (3) 当該許可施設の付近の見取図
- (4) 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (5) 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し
- (6) その他市長が必要があると認める書類及び図面
(平17規則4・一部改正)

(許可施設に係る相続等の届出)

第32条 条例第21条第2項の規定による届出は、次の各号に掲げる承継の原因に応じ、当該各号に規定する事項を記載した許可施設相続等届出書(第12号様式)を市長に提出して行わなければならない。

(1) 相続

- ア 氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- イ 被相続人の氏名及び死亡時の住所
- ウ 許可施設の設置の場所
- エ 許可施設の種類
- オ 許可の年月日及び許可番号
- カ 相続の開始の日

(2) 合併又は分割

- ア 名称及び住所並びに代表者の氏名
- イ 許可施設の設置の場所
- ウ 許可施設の種類
- エ 許可の年月日及び許可番号
- オ 合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- カ 合併又は分割の方法及び条件
- キ 合併又は分割の理由
- ク 合併又は分割の時期

2 前項の届出書には、届出者が個人の場合にあっては住民票の写し、法人の場合にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付するほか、次の各号に掲げる承継の原因に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 相続 相続人であることを証する書類
 - (2) 合併 合併契約書の写し
 - (3) 分割 分割契約書の写し
- (平17規則4・一部改正)

(許可施設設置者の帳簿記載事項等)

第33条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、当該許可施設設置者が設置している許可施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに、次の表の左欄の区分に応じ同表の右欄に掲げる事項とする。

運搬	1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 3 積替え又は保管を行う場合にあっては、積替え又は保管を行う場所ごとの搬出量
----	--

運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量

2 条例第23条第1項の帳簿は、許可施設ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

第4節 不法投棄等の防止

(不法投棄行為者等の公表)

第34条 条例第24条の規定による公表は、市役所及び出張所の掲示場に掲示して行うものとする。

(不法投棄行為者等の公表事項)

第35条 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第19条の5第1項第2号から第5号までに規定する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 法第19条の6第1項に規定する排出事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物の不適正な処分に供された車両の登録番号
- (4) 産業廃棄物の不適正な処分が行われた場所の所在地
(平23規則28・一部改正)

(市長の確認)

第36条 条例第26条第2項の規定による市長の確認は、次に掲げる事項を記載した土地利用計画書(第13号様式)を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 当該土地の所在地
- (2) 当該土地に係る利用計画の内容
- (3) 当該土地に係る産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容
- (4) 当該土地を譲渡し、又は貸与する場合にあっては、譲渡し、又は貸与する相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- 2 前項の計画書には、前項各号に掲げる事項を証する書類その他市長が必要があると認める書類及び図面を添付しなければならない。

第3章 雑則

(身分を示す証明書)

第37条 条例第28条第2項に規定する証明書は、身分証明書(第14号様式)とする。

(手数料の減免基準等)

第38条 条例第29条第2項の規定により特に必要があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が申請するとき。
 - (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減額(免除)申請書(第15号様式)により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定し、その旨を手数料減額(免除)可否決定通知書(第16号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(平29規則82・一部改正)

(書類等の提出)

第39条 この規則の規定に基づき市長に提出する申請書等並びにこれに添付する書類及び図面の提出の部数は正副各1部ずつとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項後段の規定による届出は、小規模産業廃棄物処理施設使用届出書(第17号様式)によるものとする。

附 則(平成17年3月28日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成17年3月31日規則第52号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2号様式、第3号様式、第6号様式から第8号様式まで、第10号様式から第13号様式まで、第15号様式及び第17号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成21年3月10日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年3月31日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2号様式(第3面)備考4及び第17号様式(第3面)備考4の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第19条第1号の規定は、この規則の施行の日以後の船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例(平成16年船橋市条例第20号)第13条の申請書に記載した処理能力(当該処理能力について同条例第15条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの。以下この項において同じ。)に係る変更について適用し、同日前の処理能力に係る変更については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成29年10月10日規則第82号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

別表

1 ばいじんの排出基準

項目	量(単位 グラム)
ばいじん	0.15

備考

- 1 ばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \{9 \div (21 - O_s)\} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位 グラム)

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)

C_s 規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの(単位 グラム)

- 2 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

2 塩化水素の排出基準

項目	量(単位 ミリグラム)
塩化水素	700

備考

- 1 塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \{9 \div (21 - O_s)\} \cdot C_s$$

この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量(単位 ミリグラム)

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(単位 百分率)

C_s 規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの(単位 ミリグラム)

- 2 塩化水素の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

第1号様式

廃棄物処理票

産業廃棄物	種類	数量		荷姿	
排出事業者	氏名又は名称				
	住所 電話番号				
	中間処理業者 排出事業者が 建設業者 である場合 解体工事業者		許可(登録)行政庁の名称 許可(登録)番号		
排出事業場	名称				
	所在地 電話番号				
	排出事業 場が建設 工事現場 である場 合	発注者の氏名又は名称		排出事業場が建 設リサイクル法 の届出が必要な 排出事業場であ る場合	届出行政庁の名称
		発注者の住所又は事務所の所在地 発注者の電話番号			
運搬車両の登録番号	運搬業務従事者氏名				
中間処理又は最終処 分をする場所	名称		積替え又は保管を行う場所	名称	
	所在地 電話番号			所在地 電話番号	
	許可番号(許可施設等が ある場合)			許可番号(許可施設の場合)	
排出事業場管理者	氏名(自署に限る。)		交付年月日・時刻		
運搬業務従事者	氏名(自署に限る。)		運搬終了年月日・時刻		
積替保管業務従事者	氏名(自署に限る。)		積替保管終了年月日・時刻		
	有価物拾 集量		処理委託量		
	積替保管 後の産業 廃棄物の 荷姿		積替保管 後の運搬 車両の登 録番号	積替保管後の運 搬業務従事者氏 名	
積替保管後の運搬業 務従事者	氏名(自署に限る。)		運搬終了年月日・時刻		
中間処理又は最終処 分施設管理者	氏名(自署に限る。)		処分終了年月日・時刻		

第2号様式

(平17規則4・平17規則52・平21規則4・平23規則28・一部改正)

(第1面)

小規模産業廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第12条第1項の規定により、小規模産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所		
小規模産業廃棄物処理施設の種類		
小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあつては、供用面積)		t/日()時間 t/時間 供用面積 m2
△小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	小規模産業廃棄物処理施設の位置	
	小規模産業廃棄物処理施設の処理方式	
	小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備(積替保管場である場合にあつては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。)	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積	
その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(第2面)

△小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量		
	積替保管場において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量		
	その他小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
申請者の行っている事業の業種			
申請者が建設業者である場合にあっては、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号		(許可行政庁)	
		(許可番号)	
申請者が解体工事業者である場合にあっては、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号		(登録行政庁)	
		(登録番号)	
焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
着工予定年月日			
使用開始予定年月日			
※許可の年月日			
※許可番号			
※事務処理欄			
添付書類及び図面	1 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 2 当該小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図 3 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図 4 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 5 申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し 6 その他市長が必要があると認める書類及び図面		

(第3面)

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 小規模産業廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。
- 3 小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあっては、供用面積)については、処理する産業廃棄物の種類ごとに記載すること。また、その記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 申請者の行っている事業の業種については、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。)による分類を記載すること。
- 5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積並びに焼却灰等の処分方法については、条例第12条第1項第1号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量については、条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の場合に記入すること。
- 7 積替保管場において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量については、条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の場合に記入すること。
- 8 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 9 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項については、処理された産業廃棄物の処理を業者に委託する場合には、委託契約書の写しを添付すること。
- 10 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

※手数料欄

第3号様式

(平17規則52・一部改正)

小規模産業廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次の小規模産業廃棄物処理施設がしゅん工したので、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第14条第3項の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。

小規模産業廃棄物処理施設の設置 の場所		
許可の年月日及び許可番号		
しゅん工の年月日		
使用開始予定年月日		
添付図面及び書類	1 しゅん工図面(施設の構造を明 らかにする平面図、立面図、断面図 及び構造図)	受付欄
	2 その他参考となる書類又は図面	

第4号様式

小規模産業廃棄物処理施設使用前検査済証

年 月 日

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第14条第3項の規定により検査したところ、次のとおり設置に関する計画に適合していることを証する。

船橋市長

印

許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力(積替保管場である場合にあつては、供用面積)			
許可の条件			

第5号様式

小規模産業廃棄物処理施設設置等許可証

年 月 日

住所
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第12条第1項

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 の規定により、

第15条第1項

設置
許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設であることを証する。

変更

船橋市長 印

許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力(積替保管場である場合にあっては、供用面積)			
許可の条件			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等を変更する場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があることを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第6号様式

(平17規則52・一部改正)

小規模産業廃棄物処理施設許可証再交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例施行規則第18条第2項の規定により、小規模産業廃棄物処理施設の許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	
許可番号	
再交付申請の理由	
※事務処理欄	

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 小規模産業廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。
- 3 許可証のき損又は汚損によりこの申請書を提出する者は、この申請書の提出とともに、当該許可証を市長に返納すること。

第7号様式

(平17規則52・一部改正)

(表)

<p>小規模産業廃棄物処理施設変更許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>船橋市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第15条第1項の規定により、小規模産業廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所			
小規模産業廃棄物処理施設の種類の種類			
許可の年月日			
許可番号			
変更の内容	小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類		
	小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあつては、供用面積)	変更後 t/日()時間 t/時間 供用面積 m2	変更前 t/日()時間 t/時間 供用面積 m2
	△小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		

(裏)

変更の理由		
着工予定年月日		
使用開始予定年月日		
※許可の年月日		
※許可番号		
※事務処理欄		
添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 変更後の小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書2 当該小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類3 小規模産業廃棄物処理施設の処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図	
備考		
<ol style="list-style-type: none">1 ※印の欄は記入しないこと。2 小規模産業廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。<ol style="list-style-type: none">(1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		
※手数料欄		

第8号様式

(平17規則4・平17規則52・一部改正)

小規模産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

小規模産業廃棄物処理施設を軽微変更等したので、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所		
小規模産業廃棄物処理施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△規則第21条に掲げる事項の変更	
※事務処理欄		
添付書類		
<p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名に変更があつた場合には、個人にあつては住民票の写し、法人にあつては定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>2 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書</p> <p>3 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類</p>		
備考		
<p>1 ※印の欄は記入しないこと。</p> <p>2 小規模産業廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>		

第9号様式

小規模産業廃棄物処理施設に関する標識		
許可施設の種類		
処理する産業廃棄物の種類		
処理能力(積替保管場にあつては、 供用面積)		
許可施設設置者の氏名又は名称、住 所及び連絡先の電話番号	氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	住所	
	連絡先の電話番号	
許可施設の設置の場所		
許可の年月日及び許可番号		
許可施設の管理者の氏名		
受入設備及び貯留設備又は積替保 管場において保管する産業廃棄物 の種類及び数量		
保管する産業廃棄物の高さの上限		

注

- 1 許可施設の種類には、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。
- 2 保管する産業廃棄物の種類及び数量、保管する産業廃棄物の高さの上限については、産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備又は積替保管場ごとに、種類ごとの数量及び高さの上限を記載すること。

第10号様式

(平17規則52・一部改正)

許可施設廃止等届出書

船橋市長 あて

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

許可施設を廃止(休止、再開)したので、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第19条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可施設の設置の場所	
許可施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	
廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	
※事務処理欄	

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 許可施設の種類については、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。

第11号様式

(平17規則4・平17規則52・一部改正)

(表)

許可施設譲受け等許可申請書		
年 月 日		
船橋市長 あて		
住所		
申請者 氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第20条第1項の規定により、許可譲受け</p> <p>施設の 〃 の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p> <p>借受け</p>		
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所		
許可施設の設置の場所		
許可施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		
△許可施設等の設置に関する計画に係る事項	許可施設の位置	
	許可施設の処理方式	
	許可施設の構造及び設備(積替保管場にあつては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。)	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)
	火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積	
その他許可施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄		

(裏)

添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 当該許可施設の構造を明らかにする設計計算書2 当該許可施設の処理工程図3 当該許可施設の付近の見取図4 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書5 申請者が個人の場合にあつては、住民票の写し6 その他市長が必要があると認める書類及び図面
備考	
※手数料欄	

1 ※印の欄は記入しないこと。

2 許可施設の種類については、焼却施設、破砕施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。

(1) 許可施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

4 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積については、条例第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の場合に記入すること。

第12号様式

(平17規則4・平17規則52・一部改正)

許可施設相続等届出書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

届出者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

相続(合併、分割)により、許可施設設置者の地位を承継したので、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第21条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可施設の設置の場所		
許可施設の種類		
許可の年月日及び許可番号		
相続の場合	被相続人との続柄	
	被相続人の氏名及び死亡時の住所	
	相続の開始の日	
合併又は分割の場合	合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
	合併又は分割の方法及び条件	
	合併又は分割の理由	
	合併又は分割の時期	
※事務処理欄		
添付書類 1 届出者が個人の場合には住民票の写し、法人の場合には定款又は寄附行為及び登記事項証明書 2 相続の場合は、相続人であることを証する書類 3 合併の場合は、合併契約書の写し 4 分割の場合は、分割契約書の写し		
備考 1 ※印の欄は記入しないこと。 2 許可施設の種類については、焼却施設、破砕施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。		

第13号様式

(平17規則52・一部改正)

土地利用計画書	
年 月 日	
船橋市長 あて	
住所 提出者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第26条第2項の規定により、土地の利用計画について確認を受けたいので、次のとおり計画書を提出します。	
土地の所在地	
利用計画の内容	
土地を譲渡し、又は貸与する場合	譲渡し、又は貸与する相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	住所
	電話番号
産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容	
※事務処理欄	
添付書類	計画書に記載した事項を証する書類その他市長が必要であると認める書類及び図面
備考	
1 ※印の欄は記入しないこと。	
2 利用計画の内容及び産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し講じた措置の内容については、できる限り図面、表等を利用し、具体的に記入すること。	

身 分 証 明 書

写 真

所 属 名
氏 名
生年月日

上記の者は、船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第28条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日発行

船橋市長

印

第15号様式

(平17規則52・一部改正)

手数料減額(免除)申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住所

申請者 氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例第29条第2項の規定により、手数

減額

料の を申請します

免除

申請の金額	
小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所	
小規模産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物の種類	
申請理由	
※事務処理欄	

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 施設の種類については、焼却施設、破碎施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。

第16号様式

(平17規則52・一部改正)

手数料減額(免除)可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった手数料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 減免する。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 手数料 | 円 |
| (2) 減免後の手数料 | 円 |

2 減免しない。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分について審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第17号様式

(平17規則4・平17規則52・平21規則4・平23規則28・一部改正)

(第1面)

<p>小規模産業廃棄物処理施設使用届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>船橋市長 あて</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例附則第2項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>			
小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所			
小規模産業廃棄物処理施設の種類			
小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類			
小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあつては、供用面積)	t/日()時間 t/時間 供用面積 m2		
△小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	小規模産業廃棄物処理施設の位置		
	小規模産業廃棄物処理施設の処理方式		
	小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備(積替保管場である場合にあつては、産業廃棄物を種類ごとに保管するための設備を含む。)		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)	
	火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積		
その他小規模産業廃棄物処理施設の構造等に関する事項			

(第2面)

△小規模産業廃棄物 処理施設の維持管理 に関する計画に係る 事項	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業 廃棄物の貯留設備において保管する産業廃 棄物の種類及び数量		
	積替保管場において積替え又は保管を行う 産業廃棄物の種類及び数量		
	その他小規模産業廃棄物処理施設の維持管 理に関する事項		
申請者の行っている事業の業種			
申請者が建設業者である場合にあつては、 当該許可をした行政庁の名称及び許可番号		(許可行政庁)	
		(許可番号)	
申請者が解体工事業者である場合にあつて は、当該登録をした行政庁の名称及び登録 番号		(登録行政庁)	
		(登録番号)	
焼却灰等の処分方法	特別管理産業廃棄物 以外の産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理産業廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
着工予定年月日			
使用開始予定年月日			
※許可の年月日			
※許可番号			
※事務処理欄			
添付書類及び図面	1 当該小規模産業廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書 2 当該小規模産業廃棄物処理施設の処理工程図 3 当該小規模産業廃棄物処理施設の付近の見取図 4 届出者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 5 届出者が個人の場合にあつては、住民票の写し 6 その他市長が必要があると認める書類及び図面		

(第3面)

備考

- 1 ※印の欄は記入しないこと。
- 2 小規模産業廃棄物処理施設の種類のについては、焼却施設、破砕施設又は積替保管場のいずれかを記載すること。
- 3 小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあっては、供用面積)については、処理する産業廃棄物の種類ごとに記載すること。また、その記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 届出者の行っている事業の業種については、日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたものをいう。)による分類を記載すること。
- 5 火格子面積又は火床面積及び燃焼室容積並びに焼却灰等の処分方法については、条例第12条第1項第1号に掲げる施設の場合に記入すること。
- 6 産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備において保管する産業廃棄物の種類及び数量については、条例第12条第1項第1号及び第2号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の場合に記入すること。
- 7 積替保管場において積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び数量については、条例第12条第1項第3号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の場合に記入すること。
- 8 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 小規模産業廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 9 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項については、処理された産業廃棄物の処理を業者に委託する場合には、委託契約書の写しを添付すること。
- 10 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。